

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第21号

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成8年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

「

53 人権教育・啓発推進計画策定委員会委員

54 協議体構成員

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。